

JA共済ご加入のご契約者様へお知らせです。

JA共済では平成27年10月1日より自動車共済が生まれかわります!

# 3つのポイント!!



自動車事故に  
万全の保障!

手頃な掛金は  
維持しながら  
保障を充実!



ご契約者様全員が  
納得感のある  
公平な掛金負担!



ご契約者様にさらなる  
メリットの提供!



ポイント

1

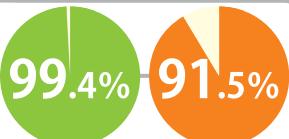
# 自動車事故に万全の保障!



## 対人賠償 対物賠償 相手方への保障が無制限で自動付帯に!

対人・対物賠償の「無制限」は、今や常識になっています。  
事故の相手方への賠償は裁判で高額な損害額が認定されるケースもあり、平成25年度の統計では対人賠償はほとんどの方が、対物賠償も9割以上の方が「無制限」で加入されています。

(出典:平成25年度 損害保険料率算出機構統計表)



Before

～平成27年9月

### 一般用は任意加入

任意によるご加入となるため、高額な損害賠償の場合などには、保障が十分に受けられないこともあります。

### 自己負担が発生する可能性有

After

平成27年10月～

### 自動付帯

「無制限」でのご加入となるため、  
高額な損害賠償の場合などでも安心です。

※対物賠償責任条項に「対物超過修理費用保障」を自動的に組み込みます。

※家庭用はすでに自動付帯です。

## 対人賠償

相手方が後遺障害の状態になり、賠償額が3億円、自賠責共済(保険)による保障額が4,000万円の場合

▶ 3億円～4,000万円  
= 2億6,000万円は自己負担の可能性も!



高額  
賠償



J  
A  
が  
示  
談  
代  
行  
し  
ま  
す。

賠償額が、加入金額を上回る場合、JAは示談代行が出来ませんでしたが、「無制限」なら安心!

## 対物賠償

コンビニの損害では、外壁やガラスの修繕だけでなく休業損害の費用も賠償範囲になり、トラックの損害では休業損害の費用や、積荷の賠償も必要となります。実際の損害以上に賠償金が大きくなり、共済金で賄いきれないケースも発生していました。

### [実際の事例]

### 脇見運転で、店舗に突っ込んだ自損事故



○店舗外装修理代	.....	260万円
○店舗内装修理代	.....	711万円
○商品損害	.....	2,230万円
○休業損害	.....	570万
○その他損害	.....	829万円
合計		4,600万円

▶ 4,600万円の自己負担の可能性も!

高額  
賠償

## 対物超過修理費用保障付

対物事故によって生じた相手自動車の修理費用がその時価額を超えた場合でも、超過部分について50万円を限度に過失割合に応じた額をお支払いします。※6か月以内に相手自動車を修理する場合に限ります。

## 人身傷害保障 ご自身とご家族の保障も必須加入に!

最近では任意保険に入っていない「無保険車両」が増えてきており、山口県内では10台に1台は無保険車両となっています。  
無保険車両との事故の場合、自賠責共済(保険)からしか共済金(保険金)が支払われず、  
十分な賠償を受けること、治療費を用意することが困難になる可能性があります。

山口県内自動車の共済・保険加入車両割合(平成26年3月末時点)  
(出典:自動車保険ファクトブック「自動車保険の概況」)

10.3%

無保険(共済)車両

89.7%

共済・保険加入車両

Before

～平成27年9月

### 任意加入

万一の自動車事故において、

### 相手の方が 無保険(共済)車両の場合



相手の方の保険からの支払がないため、  
自賠責共済(保険)による保障のみとなります。

### 十分な賠償を受けることが困難

After

平成27年10月～

### 必須加入\*

#### [人身傷害保障]

自動車事故によりおケガ等をされた場合に、  
ご契約金額の範囲内で過失割合にかかわらず、  
実際に被った損害を保障します。

#### [傷害定額給付保障]

自動車事故によりおケガ等をされた場合に、  
定額で共済金をお支払いします。

\*人身傷害保障および傷害定額給付保障の両方に加入することもできます。  
※被共済者限定特則を付加し、被共済者の範囲を限定することで、共済掛金を抑えることができます。



## ご契約者様、全員が納得感のある公平な掛金負担!



### 年齢別に事故の危険性を考慮した掛金率に!

JA共済ではご契約者間で公平な掛金負担とさせていただくため、「年齢階層ごとの支払い実績に応じた掛金設定」といたします。

#### Before

～平成27年9月

##### (運転者一定年齢限定保障特約)

ご契約のお車を運転される一番若い方の年齢に応じて  
運転者の年齢条件を設定

そのため、事故の危険性が高くなるシニア層や若者層であっても、  
事故のリスクが低い年齢層であっても一律の共済掛金を負担。

#### After

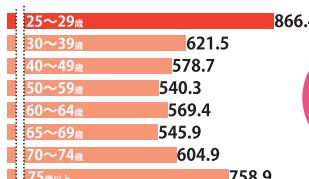
平成27年10月～

事故のリスク(危険性)を  
考慮した掛金率を採用し  
みなさまに、より公平な共済掛金に!

※26歳以上限定保障・35歳以上限定保障を設定した場合に適用されます。

記名被共済者の年齢に応じた  
掛金率を設定することでみなさまに、  
より公平な共済掛金を実現しています。

#### ■年齢階層別免許保有者10万人当たり交通事故件数



リスクが低い方は  
共済掛金も  
低くなります

※出典:平成27年3月「平成26年中の交通事故の発生状況」(警視庁)に基づきJA共済連調べ

#### Point 3

### ご契約者様にさらなるメリットのご提供



#### 車両条項における無過失ノーカウント保障の新設

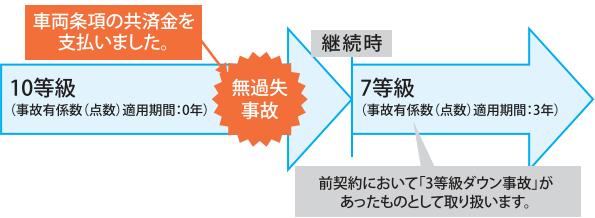
運転者等に過失がない相手自動車との事故の車両損害については、ご契約の共済から共済金をお支払いすると運転者等に過失がないにもかかわらず、3等級ダウン事故として取扱い、次契約の割増・割引等級は3等級ダウンとなっていました。このような取扱を見直し、被共済自動車と相手自動車との事故において被共済者に過失がなかった場合、等級ダウン事故としない保障を新設します。

#### Before

～平成27年9月

##### 過失がなくとも等級ダウン

###### 新設前

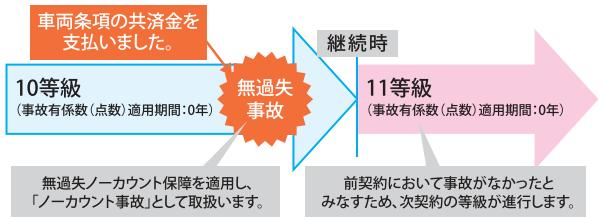


#### After

平成27年10月～

##### 過失がなければノーカウント

###### 無過失ノーカウント保障の新設後



- 車対車以外の事故(自然災害・盗難等)、当て逃げについては、本保障の適用対象外とします。
- 車両損害限定特約が付加されている場合についても、本保障の適用対象とします。
- 共済期間中の複数回適用を可とします。(2回目以降の対象事故についてもノーカウント事故として取り扱います。)

### 各種割引等の適用条件の変更

仕組改訂前の家庭用にしか適用されていなかった以下の割引等について、適用条件が変更され、適用可能となる契約の範囲が広がります。

※実際に適用されるかどうかは運転者の年齢、契約数、免許証の色等によって異なります。

#### 適用条件が 変更される 割引等



運転者の年齢に応じて

**運転者年齢35歳以上限定保障**

※限定保障する年齢条件が高いほど共済掛金はお安くなります。



複数のお車をまとめて契約すると

**複数契約割引**

共済掛金 5%割引

※ご契約者がJAの自動車共済(自家用8車種)に複数台加入する場合、新たにご加入、またはご継続される自動車共済契約の共済掛金が5%割り引かれます。

※いずれの契約も、同一のJA共済オーナーに登録されることなどが条件になります。



ゴールド免許の場合

**ゴールド免許用掛金**

共済掛金 12.5%割引

※記名被共済者の運転免許証が「ゴールド免許」の場合、ゴールド免許用に設定されたお得な共済掛金が適用されます。

※割引の適用には、一定の条件があります。

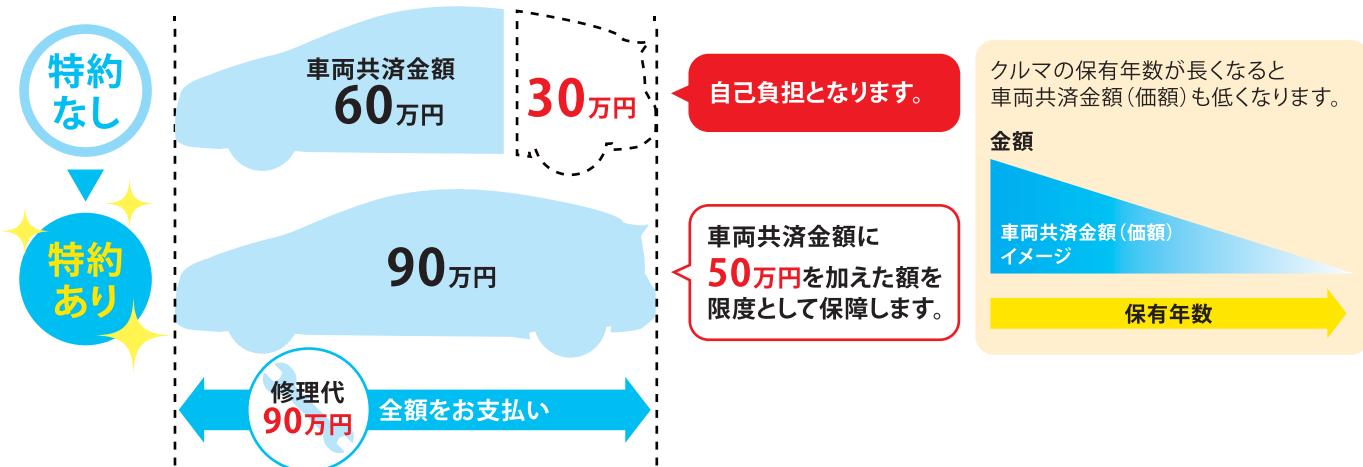
NEW

## 車両超過修理費用保障特約

お車を長く乗られると車両共済金額(価額)が低くなり、事故時の修理費が車両共済金額(価額)を超過するケースが発生します。車両条項の車両共済金だけで修理費を全額保障することは出来ないことから、修理費が車両共済金額(価額)を超過する場合に、一定額を限度に超過分を保障する車両超過修理費用保障特約を新設しました。



■例え車両共済金額(価額)60万円のお車が事故で破損し、修理費が90万円かかった場合



車両超過修理費用保障特約を付加すると、修理費が車両共済金額(価額)を上回った場合、超過する修理費について50万円を上限額として支払われる所以、より安心です。

※原則として事故が起きた日の翌日から6か月以内にご契約のお車を修理する場合に限ります。

平成26年度の1年間、山口県下で約7,100件のお支払いがありましたが、そのうちの770件(1割超)が「全損」(修理代が車両共済金額(価額)を超える)として支払われています。  
「全損」となっても、修理して乗りたいという方も多いいらっしゃいます。

※車両超過修理費用保障特約のご加入には車内保障をご契約いただく必要があります。 ※車両超過修理費用保障特約をご加入いただけるお車は自家用8車種に限ります。



## 農家の方におすすめの保障ができました

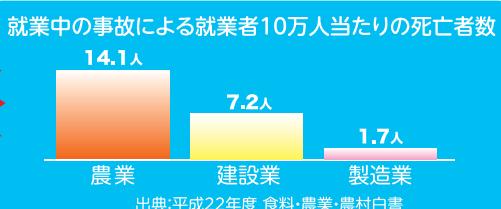


### 季節農業用自動車保障特約

記名被共済者やその家族が所有・借用する農業用自動車のうち、田植機・刈取脱穀作業車・農業用薬剤散布車にかかる賠償責任と自損事故(傷害)を包括的に保障します。

農業機械作業にかかる死亡事故の件数が、平成14年以降年間250件前後発生しています。また、就業者数10万人あたりの農作業事故による死者数は、死者数の多い建設業・製造業よりも高水準になっております。

農作業は  
意外に危険



- 簡単な手続きで田植機・刈取脱穀作業車・農業用薬剤散布車について“何台でも”保障!  
台数に関係なく、一括保障します。1台ごとに手続きする必要はありません。保障内容は主契約の対人賠償・対物賠償・自損事故特則が適用となります。刈取脱穀作業車は、主として稲作に用いるものに限ります。
- 季節農業用自動車保障特約の支払いによる等級ダウンはありません  
本特約から共済金をお支払いする場合は、ノーカウント事故としますので、主契約の割増・割引等級のダウンは発生しません。
- かかった掛金は、青色申告の対象になります  
所得税法上、農家が所有する自動車でもっぱら農業の用に供するもの(トラクター等)に対する自動車共済等の掛金は、農家の事業所得の必要経費として認められます。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際は、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

お問い合わせは